

復興特区にかかる税制上の特例措置

～適用に関する手続きの流れ～

① 大玉村へ事業者指定の申請

指定を受けようとする法人または個人事業者（以下、「法人等」）は「指定事業者事業実施計画書」とその他必要な事項を記載した「指定申請書」を大玉村・企画財政課に提出していただきます。

② 大玉村による事業者指定

福島復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う法人等からの指定の申請に基づき、指定要件を満たしている法人等到大玉村が「指定書」を交付します。

③ 指定に係る事業の実施状況報告

指定を受けた法人等は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1カ月以内に大玉村へ提出していただきます。

④ 大玉村による認定書の交付

大玉村は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1カ月以内に指定を受けた法人等に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

⑤ 確定申告

大玉村から認定書の交付を受けた法人等は、証明書類として認定書を添付し、税務署等に確定申告を行います。